

令和5年度 第1回千葉県いじめ対策調査会 会議録

令和5年7月18日(火)
午後3時から午後4時30分まで
県教育会館別館3階会議室

出席委員 嶋崎 政男 石川 和之 近藤 一夫 濱詰 大介 小柴 孝子
石川 真紀

※後藤弘子委員については、当日は御都合により欠席となったが、事前に多くの御質問、御意見をいただいている。

事務局 教育長 富塚 昌子 児童生徒安全課長 伊澤 浩二
生徒指導・いじめ対策室長 本澤 孝博 関係課・関係機関担当者他

1 開会

2 教育長挨拶

3 説明、審議等

(1) 千葉県のいじめの状況について

※生徒指導・いじめ対策室長からの説明、その後、質問、審議

(2) 県が実施するいじめの防止等のための対策に関する評価について

※事務局からの説明、その後、質問、審議

【会長】

これより、説明、審議に入る。

まず、「千葉県のいじめの状況について」生徒指導・いじめ対策室長から説明をお願いする。

【生徒指導・いじめ対策室長】

※資料の説明

【会長】

ただいま、事務局からの「千葉県のいじめの状況」についての説明に対して、事前に各委員より御質問があったことについて、事務局より回答をお願いする。

【生徒指導・いじめ対策室長】

たくさんの御質問や御意見を委員の皆様からいただいたが、時間の関係上、この場でそのすべてを紹介することができないので、この後ホームページで紹介させていただく。

○資料1の1いじめの認知状況について、小学校低学年のいじめの増加の要因と対応についての質問に回答する。

【回答】

小学校低学年のいじめの認知件数について、小学校1・2・3年生の認知件数の合計は、令和2年度は20,527件であり、令和3年度は26,030件で5,503件増加している。令和元年度は、25,188件であり、令和3年度との比較では、842件の増加している。

増加の原因としては、学校への聞き取りから、教育相談やいじめに関するアンケート、個人ノートを活用しながら教職員が意識を高め、「いじめの芽」や「いじめの兆候」も含め、軽微ないじめについても見逃さずに積極的に対応したことが、多くの認知件数につながっているものと考えている。このほか、新型コロナウイルスに関する感染予防の取組や新しい生活様式に順応することであったり、我慢を求められることが増えたことによるストレスの増大によっていじめへの衝動が増大したこと、感情のコントロールがうまくできず、些細なトラブルが多くコミュニケーション不足による人間関係のトラブルや発達障害が疑われる児童がいることが要因として考えられる。

今後も、道徳教育の充実や、いのちを大切にするキャンペーンなどによる、児童生徒が互いに良好な関係を築くことができる取組を推進するとともに、各学校における個別面談やカウンセリング等、教育相談体制の充実を図る。

○資料1について、認知件数については新型コロナウイルスの流行後に増加しているように感じるが、それ以外にも何か要因があるかとの質問に回答する。

【回答】

令和3年度のいじめの認知件数は、前年度から大きく増加しているが、令和元年度の52,067件と同程度となっており、新型コロナウイルスによる休校期間のない年度の値に近づいたと考えている。学校への聞き取りでは、定期的にアンケートや個別面談等の実施による教育相談体制の充実に加え、教職員の意識の向上により、積極的な認知が進んでいるとのことである。今後も、各学校において、未然防止に努めつつ、軽微ないじめも見逃さずに、早期発見、早期対応が進むよう努めていきたいと考えている。

○特別支援学校のいじめの認知件数が他と比べて低いことから、どうすれば認知割合が高まるかについての方針について伺いたいとの質問に回答する。

【回答】

特別支援学校における、いじめの認知件数は他校種と比べて低くなっているが、在籍児童生徒1,000人当たりでは、小学校は144.7件、中学校は45.2件、高校は9.6件、特別支援学校は29.3件となっており、高等学校の方が低くなっている。

高等学校についても、引き続き、教職員による児童生徒へのきめ細かな観察を行うとともに、いじめを早期の段階で発見することができるよう、研修等の実施による教職員の意識の向上をはじめ、児童生徒への指導や保護者への情報提供を行っていきたいと考えている。

○資料2の(4)教職員研修を何回開催したかについて、ゼロ回の学校が多いが、既に職員への認識が広がったということなのかどうか。新任教師は必ずいるはずであり、手間のかかる研修でなくても定期チェックリストやメールアンケート形式で認識の確認を行うことが望ましいと考えるが、何か対策がされているかとの質問に回答する。

【回答】

資料2の(4)「教職員研修を何回開催したか」については、校内で、「いじめに特化した研修の実施」を調査したものである。校内でのいじめに関する研修については、国の実施している、いわゆる「問題行動等調査」でも調査しており、例えば、職員会議の終了後や生徒指導に関する研修の中で「いじめ」の内容を扱うなどの形も含め、すべての学校でいじめに関する内容の研修を実施している。また、県教育委員会では、管理職、生徒指導主事、養護教諭、初任者等を対象とした様々な研修等の機会をとらえ、いじめについての研修を実施している。

ただ、委員から御質問のあったとおり、確かに一時期よりいじめに特化した研修が少なくなっているような印象はある。いじめの問題は正しい認識に基づき、正しく対応していくことが大切だと思うので、各学校でいじめに対する研修が行われるように支援していきたいと考えている。

○「いじめを受けた児童生徒のケア」については、事例に応じて当該児童生徒や保護者の意見を尊重してケアされていると思うが、小中学校ではどのようなケアが行われ、効果をあげているのかとの質問に回答する。

【回答】

「いじめを受けた児童生徒のケア」については、スクールカウンセラーによるカウンセリングの実施に加え、担任、養護教諭等による面談等の心のケアや、立ち直りに向けた支援、また、医療など関係機関との連携が報告されている。

SCからの聞き取りでは、SCが学校と連携しながら、児童生徒とその保護者双方のカウンセリングを行い、家庭の要望等を聞きながら必要な支援を行うことで、児童生徒の心の安定につながったことや、関係がこじれてしまった児童生徒それぞれに対して、学校が組織的に対応したことで、両者の友人関係が好転に向かったことなどの効果が挙げられている。

○「いじめを行った児童生徒の指導」について、どのような指導を行い、効果があったのかとの質問に回答する。

【回答】

いじめを行った児童生徒への対応については、反省指導や再発防止に向けた指導を行うとともに、教職員による教育相談やカウンセラーによるカウンセリング等を実施し、加害児童生徒が、いじめを行ってしまった背景を心理状況、友人関係、家庭状況などの面から丁寧に聞き取り、抱えていた課題等について、家庭や関係機関等とも連携しながら、解決に向けた支援を行っている。

学校への聞き取りでは、加害児童生徒に必要な支援等を行った結果、抱えていた課題等が解決に向かったことや、そのことによって、自分のいじめ行為にしっかり向き合えるようになったり、被害生徒の気持ちを考えられるようになったりするなど、真の反省につながり、その後の学校生活を円滑に送れるようになるなどの効果が挙げられている。

【会長】

続いて、「県が実施したいじめ防止等における対策関連事業評価について」事務局から説明をお願いします。

【事務局】

※資料3に基づく説明

【会長】

「県が実施したいじめ防止等における対策関連事業評価について」の説明に対して、事前に各委員より質問があったことについて、事務局より回答をお願いします。

【生徒指導・いじめ対策室長】

○ネットを通じて行われるいじめへの対応については、年々学校の取組率が向上している。GIGAスクール構想そして「令和の日本型学校教育」に示された子どもたちへの指導を考えるとさらに徹底されるべきである。あらためて何うが、県教育委員会の関係各課で横の連携をどの程度図っているのかとの質問に回答する。

【回答】

千葉県いじめ問題対策連絡協議会ネットいじめ対策専門部会では、児童生徒安全課生徒指導・いじめ対策室をはじめ、学習指導課、保健体育課等の県教育委員会の関係課、知事部局の学事課や県民生活課、警察の少年課やサイバー犯罪対策課等が参加し、ネットいじめへの各関係課の取組の情報共有、実例をもとにした事例検討等を実施している。この部会の会議は、年間3回実施しており、今年度もこれまでに2回の会議を行っている。今後は8月7日に行われる、千葉県いじめ問題対策連絡協議会において、会議の結果等について報告を行う予定である。

○SOSの出し方教育を重視しており、子どもたちへの周知・指導も大切だが、SOSを的確にキャッチできる教職員をはじめ、大人たちのセンサー力のアップも課題だと考える。今年度特に力点を置きたいと考えている点はあるかとの質問に回答する。

【回答】

SOSの出し方に関する教育については、条例で規定されている、4月のいじめ防止啓発強化月間の取組の1つである、いのちを大切にするキャンペーンの中で、4月中に実施することと併せ、学校の実情に合わせて、例えば長期休業前後や学校行事が多くなる時期など、適切な時期に実施することを各校へ通知しており、引き続き力点を置いて指導等をしている。また、今年度の新たな取組としては、管理職や養護教諭、生徒指導担当教員を対象にした研修会で、NPO法人メンタルレスキュー協会副理事長を講師として招聘し、「子どものSOSに気が付くためには」と題した、生徒のSOSを出しやすい環境づくり等の内容も含まれた講話を実施し、教職員の資質の向上を図っている。今後も各学校において、SOSの出し方に関する教育が積極的に行われるよう取り組んでいく。

○特別支援学校での具体的な対応の支援がどのくらい行われているのかとの質問について、特別支援教育課から回答する。

【担当課】

令和4年度は、いじめる児童生徒への対応について、スクールカウンセラー等相談員のカウンセリング27件、管理職による指導2件、別室での授業が7件、保護者への報告が29件、謝罪の指導21件、関係機関との連携が1件。

いじめられた児童生徒への対応については、スクールカウンセラー等相談員のカウンセリング28件、教職員の付き添いによる安全確保81件、担任等による家庭訪問3件、児童相談所等の関係機関との連携が2件である。

【会長】

質問、意見はあるか。

【委員】（質問）

資料2（2）学校いじめ防止基本方針の周知に関するアンケートについて、周知をしていると思うが、保護者や地域住民の方の認知はどの程度か。認知についてもアンケートなどは実施しているのか。

【生徒指導・いじめ対策室長】

把握していないが、御指摘いただいた点は、大事だと思うので、考えていきたい。

【委員】（意見）

資料1①について、令和3年度に新規に発生し、解決した割合だと思うが、令和2年度積み残しの案件で、令和3年度に解決した事案もあると思うが、資料からは読み取れないと思う。次に資料を作るときは、それもわかるようにしたほうが良いと思う。

【生徒指導・いじめ対策室長】

前年度からの引き続きの案件は資料に計上されていない。いじめの解消は、当該行為が止んでから3か月、そして、その判断をする時点で、いじめを受けた児童生徒が心身に苦痛を感じていない、この2つの条件がある。そのため、1月から3月に起きた案件については、自動的に解消とならない。この資料の数値は全体の傾向を示すものである。案件によっては、3か月にとらわれずに、もっと慎重に判断しなければいけないものもある。

委員御指摘の点については、しっかりととらえて、考えていきたい。

【委員】（質問）

SOSの出し方教育を重視している。報告の中で動画の作成の話があったが、決まっていればどんな内容か教えてほしい。

【生徒指導・いじめ対策室長】

児童生徒が抱え込まずに、誰にでも相談できるように、長くならない形式で作成中である。できるだけ早く公開したいと考えている。

4 報告

5 諸連絡

6 閉会